

あま市緑の基本計画

＜新たな施策とキーワード＞

目 次

《新たな施策とキーワード》

- 1 グリーンインフラの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 公募設置管理制度（Park-PFI）について・・・・・・ 4
- 3 公園の活性化に関する協議会の設置について・・・・ 6
- 4 「みどり法人」制度の活用について・・・・・・・・・・ 7
- 5 市民緑地認定制度について・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 緑化重点地区について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 インクルーシブパーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 8 ドッグラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 9 自然環境保全地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

《新たな施策とキーワード》

《あま市緑の基本計画 ～新規施策に関する補足説明～》

1 グリーンインフラの推進

令和元（2019）年7月に、国土交通省から、グリーンインフラの取組みを推進する方策等についてとりまとめた「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。

昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、グリーンインフラの取組みを加速していくことが示されています。

グリーンインフラを推進するための方策として、緑の基本計画の策定に関わる下記の記載があります。

（1）グリーンインフラ主流化のための環境整備

③ 各種法定計画への位置づけ

iii) 緑の基本計画

緑の基本計画において、グリーンインフラの取組を盛り込むよう市町村を促すため、通知の発出、事例紹介等を行う。

（2）グリーンインフラ推進のための支援の充実

③ 緑の総合的な支援制度

緑の基本計画に基づいて行われる公園緑地、緑化施設、市民農園の整備など、地方公共団体等における総合的なグリーンインフラの取組を支援する制度を検討する。

出典：「グリーンインフラ推進戦略」（令和元年7月）国土交通省 より

また、グリーンインフラの活用が想定される場面について、以下の8つの場面が示されており、これらを参考としつつ、地域の実情、課題に対応した様々なグリーンインフラの取組が進められることが期待されています。

《グリーンインフラの活用を推進すべき場面》

- （1）気候変動への対応
- （2）投資や人材を呼び込む都市空間の形成
- （3）自然環境と調和したオフィス空間等の形成
- （4）持続可能な国土利用・管理
- （5）人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生
- （6）都市空間の快適な利活用
- （7）生態系ネットワークの形成
- （8）豊かな生活空間の形成

出典：「グリーンインフラ推進戦略」（令和元年7月）国土交通省 より

☆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設 ☆

令和2（2020）年7月に、国土交通省から、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について」公表されました。

本制度は地方公共団体だけでなく、民間主体の取組も一体的に支援するもので、主に地方公共団体向けの補助制度（社会資本整備総合交付金制度）と民間主体向けの補助制度（都市再生推進事業制度）の2種類があります（制度名はともに「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」です）。

【施策の概要】

◆事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

■ 目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

■ 支援対象

- ◆ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ◆ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
 - ↳ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業**：民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）
 - ↳ **都市公園・緑地等事業**：地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）

ハード

- ① 公園緑地の整備
- ② 公共公益施設の緑化
- ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）
- ④ 市民農園の整備
- ⑤ 緑化施設の整備（①～④の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）

+

ソフト

- ⑥ グリーンインフラに関する計画策定
- ⑦ 整備効果の検証

◆事業実施イメージ

複数の地域課題（例）

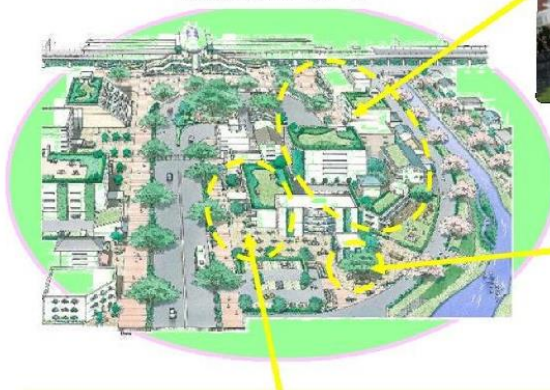
- 課題① 豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】
- 課題② 賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】
- 課題③ 夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



- 民間建築物の緑化
- 緑化施設（ミスト）の整備
- 公共公益施設（街路空間）の緑化

雨水を貯留しやすい
土壌を使用したレインガーデンの整備

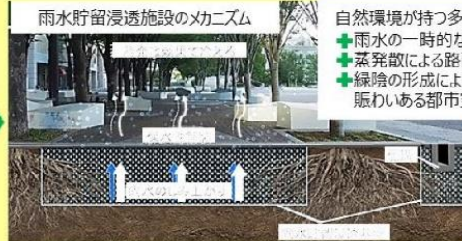


官&民

雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として
都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、
晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

自然環境が持つ多様な機能を発揮

- + 雨水の一時的な流出抑制
- + 蒸発散による路面温度上昇抑制
- + 緑陰の形成による夏でも涼しく、賑わいある都市空間の形成

2 公募設置管理制度（Park-PFI）について

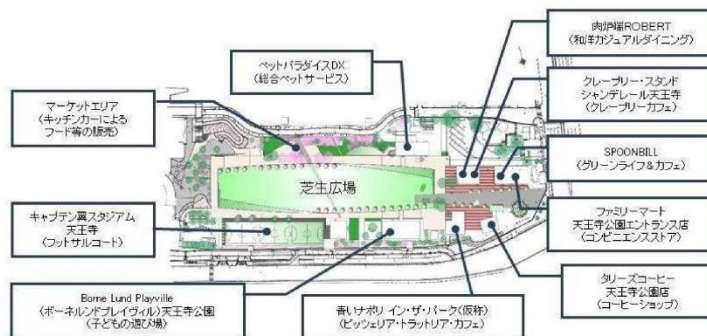
1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園のストックの増加（一人当たり都市公園面積：10㎡/人を超えている）や公園施設の老朽化、魅力の低下などが課題としてある中、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られているため、公園整備、老朽化した施設の更新への投資もある程度限界があります。 ○そのため、都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間の資金・技術力の活用をより一層推進することが必要となります。 ○そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法として、「公募設置管理制度（Park-PFI）」を創設することで、公園の再生・活性化を推進します。
【公募設置管理制度の特徴】	
<p>公募設置管理制度とは・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き ○事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される 	
<p>条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要 ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能 	
<p>特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年） <制度を活用した公園整備イメージ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募設置等計画の認定の有効期間は20年 ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない <p>（設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）</p>	
<p>特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2% ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乗せ 	
<p>特例 3 占用物件の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能 	
<p>◆公園管理者のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる財政負担が軽減される ✓ 民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園のサービスレベルが向上する 	
<p>◆民間事業者のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、長期的視野での投資、経営が可能となる ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的にデザイン、整備できることで、収益の向上にもつながる質の高い空間を創出できる 	
<p>◆公園利用者のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 飲食施設の充実など利用者向けサービスが充実する ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、公園の利便性、快適性、安全性が高まる 	

2) 公募設置管理制度 (Park-PFI) の事例

【民設民営による都市公園の再整備事例 (天王寺公園 (大阪市))】

- 大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、**エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者**を公募。
- 選定された事業者 (近鉄不動産) が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場 (約7,000㎡)、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約 (協定締結) で公園の管理運営を実施している。

天王寺公園エントランス (てんしば) 平面図



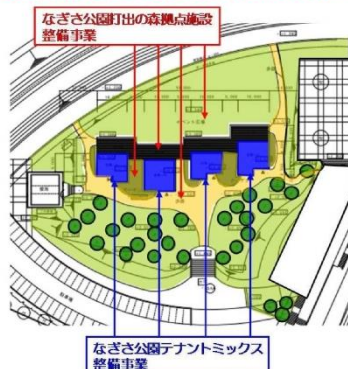
【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設: 公園・地域の活性化に資する運動施設、便益施設、教養施設 (建築面積4,000㎡以下)
- 特定公園施設: 園路、広場 (公共負担0を条件)
- 管理: 園路、広場は管理委託により事業者が管理

【地方における民活事例 (天津湖岸なぎさ公園 (大津市))】

- 大津市の天津湖岸なぎさ公園では、びわ湖湖岸をより魅力ある場所として活かすため、公園整備とあわせて商業施設を整備し、市民や観光客の新たな集客交流の拠点の整備を実施。
- 公園の整備は市が実施し、園内のオープンカフェの整備・運営は (株) まちづくり大津が主体となって事業を推進 (テナントは一部公募)。

■大津市施工: 芝生広場、園路、ウッドデッキ、ガーデン



【整備施設例】



【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設: オープンカフェ
- 特定公園施設: 園路、広場、ウッドデッキ

3 公園の活性化に関する協議会の設置について

3) 公園の活性化に関する協議会の設置	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができます。 ○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務があります。
<div style="border: 1px solid green; padding: 10px;"> <p>協議会の設置</p> <p>○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。 ○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。</p> <p>【協議会イメージ】</p> <p>協議会における協議事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整 ○キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り ○都市公園のマネジメント方針、計画 等 </div>	

4 「みどり法人」制度の活用について

1) 緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の拡充(都市緑地法第69条)

概要

- 財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて、緑地の保全・整備を行うことは限界があります。
- 一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組みが広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。

みどり法人制度の拡充

○改正概要

名称	現行	改正
緑地管理機構	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定権者	都道府県知事	市区町村長
指定対象	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人 その他の非営利法人(例:認可地縁団体) 都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社)

○みどり法人として実施できる活動
(指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・市民緑地の設置及び管理
- ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

○指定状況 (平成29年3月現在)

都道府県	市区町村	名称
東京都		公益財団法人 東京都公園協会
	世田谷区	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
神奈川県		公益財団法人 神奈川県公園協会
愛知県	名古屋市	公益財団法人 名古屋市みどりの協会
大阪府	泉佐野市	一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会
計		5法人

※ 都道府県知事から指定を受けている緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う住所の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなすこととなる

<みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>

2) 市民緑地認定制度の創設(都市緑地法第60条)

概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域があります。
- 財政面の制約等から、地方公共団体が用地を取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加しています。
- そこで、市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みを推進します。

市民緑地認定制度の創設

概要

民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

- 対象区域 緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体 民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

認定基準

- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積 300㎡以上
- 緑化率 20%以上
- 設置管理期間 5年以上 等

支援措置

税制 みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係る固定資産税・都市計画税の軽減 [3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)] ※平成31年3月31日までの時限措置

予算 みどり法人が設置管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助 (1/3負担) 【社交金:市民緑地等整備事業の拡充】

制度のフロー

```

    graph LR
      A[土地所有者] -- ①貸借契約の締結 --> B[設置管理者]
      B -- ②設置管理計画の申請 --> C[市区町村長]
      C -- ③認定 --> B
      B -- ④認定市民緑地の設置・管理・活用 --> D[市民緑地]
      style D fill:none,stroke:none
  
```

※設置管理者が土地所有者となる場合もある

5 市民緑地認定制度について

(資料出典：市民緑地認定制度活用の手引き（令和2年6月）国交省都市局公園緑地・景観課）

(1) 市民緑地認定制度の概要

- 市民緑地認定制度は、緑地やオープンスペースが不足している地域において、企業が所有する土地、個人所有地、空き地等民有地を有効活用し、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度である。
- 民間主体が作成した設置管理計画を市町村が認定することで、企業や地域コミュニティ等の力を活用して良好な緑地空間を創出する取組を促進する。

(2) 市民緑地認定制度の意義

大都市及びその近郊においては、依然として都市公園の整備は十分とは言えず、また、地方公共団体の財政制約は深刻化している。民間主体による空き地や企業所有地等を有効活用し、地域住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供する取組を促進することにより、緑地やオープンスペースが不足している地域における地方公共団体の財政支出を伴わない緑の創出と保全を推進する。

(3) 市民緑地認定制度の活用イメージ

市民緑地認定制度は、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出するものであり、地域で活動する団体が様々な地域の活動の場として緑地を整備するケースや、民間企業の取組として、自社が整備した良好な緑地を市民に親しまれる緑地空間として公開・PRするケースなどが想定される。

対象となる土地のイメージとしては、地域団体のケースでは住宅地に存在する空き地や既存の緑地空間などが、民間企業のケースでは、都心部の開発により生まれた空間や企業の事業所等の一部緑地を市民に提供するなどが想定される。

いずれも、従来あまり利用されていない土地を質の高い管理により緑地として公開し、市民の利用に供するものである。

<活用のイメージ>



- ① 郊外部における空き地を活用し緑地を創出、地域住民のイベントの場として活用する
 (例) 空き地の活用や住宅街の使われていない土地について、自治会等が芝生や植栽を整備し、路地裏マルシェなど地域住民の活動の場として活用



事例写真) 路地裏マルシェ
 (千葉県柏市)



かしわ路地裏市民緑地
 (千葉県柏市)



ふうせん広場
 (千葉県柏市)

- ② 既存の緑化空間の植栽を充実し、憩いの場として公開する
 (例) まちなかの貴重な既存緑地について、地域住民が利用しやすいように施設整備や植栽の充実等の管理を行い、地域の憩いの場として開放。



事例写真) 紫陽花オープンガーデン
 (千葉県柏市)



成城三丁目こもれびの庭市民緑地
 (東京都世田谷区)



安行オープンガーデン
 (埼玉県川口市)

- ③ 都心部における再開発事業等に伴い広場を創出、緑に親しむ空間を提供する
 (例) 駅前に位置する商業施設の敷地の一部について、緑地空間を整備し、商業施設を訪れる市民に親しまれる緑地として提供。



事例写真) ココーンシティ
 (埼玉県さいたま市)



さいたま新都心けやきひろば
 (埼玉県さいたま市)



一号館広場
 (東京都千代田区)

- ④ 事務所等の敷地を緑地空間として整備公開し、地域社会へ貢献する
 (例) 都心部の緑の少ない地区で企業敷地の一部を、貴重な緑地空間として自ら管理し、広く市民に開放。



事例写真) ノリタケの森
 (愛知県名古屋)



ノリタケの森
 (愛知県名古屋)



大手町の森
 (東京都千代田区)

これまでに認定された市民緑地

4-1 中川自治会広場（埼玉県さいたま市）
H29.8 中川自治会をみどり法人指定・市民緑地認定

4-2 かしわ路地裏市民緑地（千葉県柏市）
H29.9 NPO 法人（urban design partners balloon）をみどり法人指定
H29.11 市民緑地認定

4-3 コクーンシティ（埼玉県さいたま市）
H30.5 片倉工業㈱をみどり法人指定・市民緑地認定

次頁以降で事例紹介

4-4 紡ぐ広場（愛媛県西条市）
H30.8 ㈱アドバンテックをみどり法人指定
H30.10 市民緑地認定

4-5 ノリタケの森（愛知県名古屋市）
H30.11 ㈱ノリタケカンパニーリミテドをみどり法人指定
H30.12 市民緑地認定

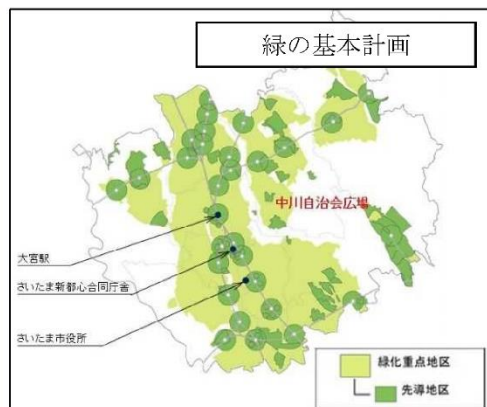
4-6 ソシエルみどりの プレイスファーム（茨城県つくば市）
H31.2 市民緑地認定
R1.12 ㈱プレイスメイキング研究所をみどり法人指定

4-7 ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地（兵庫県神戸市）
H31.2 ミズノスポーツサービス㈱をみどり法人指定・市民緑地認定

4-8 一号館広場（東京都千代田区）
R1.12 三菱地所㈱をみどり法人指定・市民緑地認定

4-1 中川自治会広場（埼玉県さいたま市）

- 自治会が活動に使う広場を市民緑地に認定。設備管理計画に基づいて、芝生や植栽の整備を行なった。



認定内容	
名称	中川自治会広場
場所	埼玉県さいたま市見沼区
土地所有者	個人
設置管理主体	中川自治会（認可地縁団体） ※H29.8 みどり法人指定
設置管理計画	H29.8.30 認定
面積	約 2,500 ㎡
管理期間	5 年間（H29.12～H34.11）

税	交付金	
1/2（特例措置適用以前から固都税は市独自取組で全額減免）	—	
緑化施設・住民利便施設		
芝生 —	農地 —	林地 —
ベンチ —	壁面緑化 —	遊具 —
	トイレ —	飲食施設等 —

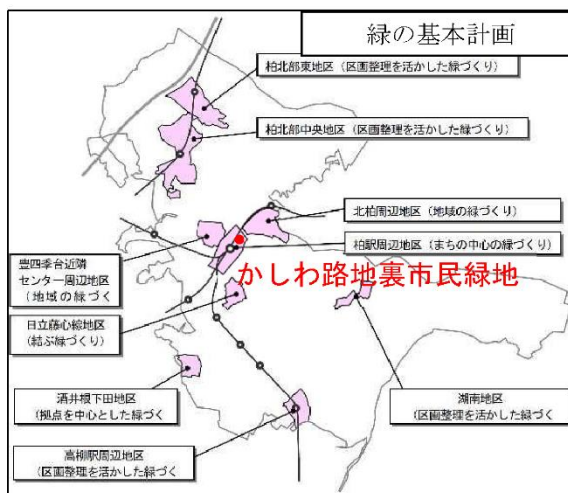
経緯	
平成 13 年 5 月	「さいたま市民間児童遊園地等補助金交付金要綱」の創設
平成 20 年 3 月	「中川自治会広場」の開設
平成 29 年 8 月	みどり法人の指定
平成 29 年 8 月	市民緑地設置管理計画の認定
平成 29 年 12 月	緑化施設の整備、市民緑地を設置

ポイント
<p><中川自治会広場></p> <p>中川自治会広場は、平成20年3月に開設され、さいたま市の「民間児童遊園地制度」により、整備と運営に対しての支援を行いました。</p> <p><参考：民間児童遊園地制度></p> <p>さいたま市では、平成13年より自治会等の運営団体から地権者が借地し、児童遊園地を設置管理運営する「民間児童遊園地制度（根拠：さいたま市民間児童遊園地等補助金交付要綱）」を運用してきました。</p> <p>具体的には、児童遊園地の場合は、面積 300 m²以上、概ね半径 250m 以内に都市公園等が設置されていないこと、広場の場合は、面積 700 m²以上、概ね半径 500m 以内に都市公園等が設置されていないことという条件を満たす土地等の整備に対して、市は運営団体に対して補助金を交付しています。</p> <p>URL：https://www1.g-reiki.net/saitamat/reiki_honbun/r375RG00000966.html</p> <p><さいたま市緑の基本計画における位置付け></p> <p>さいたま市は、ほぼ市街化区域と一致する範囲を緑化重点地区に指定しており、当該緑地の位置するさいたま新都心周辺地区は、緑の積極的な確保を目指すこととしています。</p> <p><市民緑地認定制度の活用></p> <p>さいたま市は、市民緑地認定制度によりオープンスペースの確保を進めることとし、中川自治会広場からの認定申請に対し認定を行いました。市民緑地設置管理計画において、緑化施設の整備を行い、緑化率20%を満たすこととしています。</p>

運営・利用の状況
<p>設置管理者である自治会によって、設置管理計画に基づき、管理が行なわれており、地域住民が利用されています。</p>

4-2 かしわ路地裏市民緑地（千葉県柏市）

- 住宅地の使われていない旗竿地を市民緑地に認定。路地裏マルシェなど地域住民の活動の場として活用されている。



認定内容	
名称	かしわ路地裏市民緑地
場所	千葉県柏市
土地所有者	個人
設置管理主体	NPO 法人 urban design partners balloon ※H29.11.15 みどり法人指定
設置管理計画	H29.11.15 認定
面積	約 500 ㎡
管理期間	10 年間

税	交付金												
1/2 (3年間)	○												
緑化施設・住民利便施設													
 	<table border="0"> <tr> <td>農地</td> <td>林地</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>壁面緑化</td> <td>遊具</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>飲食施設等</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	農地	林地	—	—	壁面緑化	遊具	—	—	トイレ	飲食施設等	—	—
農地	林地												
—	—												
壁面緑化	遊具												
—	—												
トイレ	飲食施設等												
—	—												

経緯	
平成 22 年	カシニワ制度の創設
平成 29 年 6 月	柏市税条例等の一部を改正する条例の制定
平成 29 年 8 月	計画協議
平成 29 年 9 月	柏市緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要領制定 みどり法人の指定
平成 29 年 11 月	土地使用借用契約締結 市民緑地設置管理計画の認定
平成 29 年 12 月	柏市緑の基本計画の一部変更（柏駅周辺地区の位置付けを明記）
平成 30 年 3 月	市民緑地の整備完了

ポイント
<p><かしわ路地裏市民緑地></p> <p>かしわ路地裏市民緑地は、住宅地に位置する旗竿形の土地を市民いこいの場として整備したものです。柏市では従前よりカシニワ制度を運用し、緑保全・創出や地域の魅力アップを図ってきました。かしわ路地裏市民緑地では、社会資本整備総合交付金（市民緑地等整備事業）を活用し、花壇、路地の舗装、電気や水道などの施設整備を行いました。</p> <p><参考：「カシニワ制度」の創設></p> <p>「市民緑地認定制度」創設以前から、柏市では、主に空き地や市民団体とを「マッチング」し、庭を開放し地域の方が利用・鑑賞できるよう「活用」する、カシニワ制度という仕組みを、平成22年度から運用してきました。</p> <p>具体的に、土地情報・団体情報・支援情報を相互にマッチングする「カシニワ情報バンク」と、個人の庭や空き地等を、オープンガーデン・地域の庭・里山として活用する「カシニワ公開」により構成されます。</p> <p>カシニワ制度は、多様な主体によるオープンスペースの活用を促進し、持続可能なまちづくりを実現することを目的としており、立地適正化計画に掲げる「都市のスポンジ化の抑制」を実現するためのツールとして、制度の活用が図られています。</p> <p>URL： http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/110600/p042713.html</p> <p><柏市緑の基本計画における柏駅周辺地区の位置付け></p> <p>既に緑化推進重点地区として指定されていた柏駅周辺地区（約129ha）について、駅前の市街化により市内で特に公園や緑が不足している地域でもあることから、地区における民間活力による緑のオープンスペースの創出を図るため、平成29年に柏市緑の基本計画において当地区の位置付けを行いました。</p> <p><柏市緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要領の策定></p> <p>みどり法人の指定のため、指定要綱を策定し、柏市における民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進を図る団体をみどり法人として指定することとしました。</p>

運営・利用の状況
<p>地元の若手の農業従事者が育てた野菜をメインとした路地裏マルシェが定期的に関催されるなど、地域の賑わいと経済活動の創出の場になっています。また、市民緑地の花壇や緑の管理については、障がい者福祉団体も参加し、協力を得ています。</p> <p>市民緑地の管理状況の報告については、管理主体のみどり法人より年単位の管理状況報告書を提出することになっており、随時現場確認も行っています。</p>

6 緑化重点地区について

《緑化重点地区とは》

緑化重点地区とは、都市緑地法において、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて緑化重点地区を定めることとされています。

そのため、緑化重点地区では、本市の重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者などの多様な主体において、都市緑化基金の活用、市民や自治会によるボランティア活動の展開等、それぞれの立場で自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるため、積極的な地区の設定を行うとともに、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましいとされています。



「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として緑の保全と緑化を推進

【参考資料】 緑化重点地区について

(出典：都市緑地法運用指針より)

<緑化重点地区の設定要件の具体例>

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない住宅地
- ③ 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ④ 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- ⑤ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- ⑥ エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区

<区域設定の留意事項>

- 緑化重点地区は、緑化地域以外の区域を定めるもの
- 緑化重点地区は、比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定めるものであり、例えば、農用地区域及び保安林等については緑化重点地区に定めるものではない。

<緑化重点地区で講じる緑化施策>

- 緑地協定及び市民緑地契約の締結
- 市民緑地設置管理計画の認定（市民緑地認定制度）
- 公共公益施設の緑化
- 地区計画等の区域における緑化率規制
- 緑化施設整備計画の認定
- **民有地緑化に対する助成**
- **都市公園の整備**
- 当該地区において講じる緑化施策 等

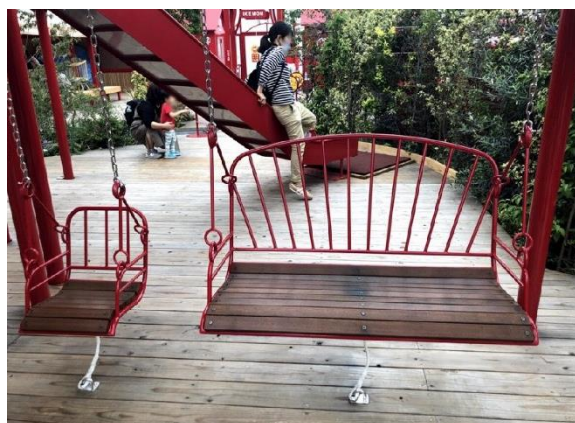
7 インクルーシブパーク

インクルーシブパークとは、障害のある子もいない子もみんな一緒に遊べる公園です。令和2（2020）年3月、日本で初めてのインクルーシブ公園（インクルーシブパーク）が東京都世田谷区砧（きぬた）公園のみんなの広場に誕生しました。その後豊島区でもとしまキッズパークがオープンするなど、徐々に国内にインクルーシブパークが広がりつつあります。

資料・写真出典：PARKFUL



事例) 世田谷区砧公園（みんなの広場）



事例) 豊島区（としまキッズパーク）



8 ドッグラン

あま市には、庄内川河川敷公園内にドッグランがあります。競技犬エリアを有する施設は貴重であり、管理運営を『あま市ドッグランボランティア』が行っています。今後も市民（ボランティア団体）や事業者との協働による管理運営を推進していきます。



写真：あま市庄内川河川敷公園内ドッグラン

【事例紹介】ここでは、県内の公園緑地内にあるドッグランをご紹介します。

※〔 〕内は設置者

■ 庄内緑地（名古屋市西区）ドッグラン〔名古屋市〕



写真出典：庄内緑地公式 HP

■ 大高緑地（名古屋市緑区）ドッグラン〔愛知県〕

利用時間：毎日 午前6時30分～日没
 利用料金：無料
 施設規模：ふれあいひろば・・・約 250㎡
 ひろば1・・・約 1,150㎡



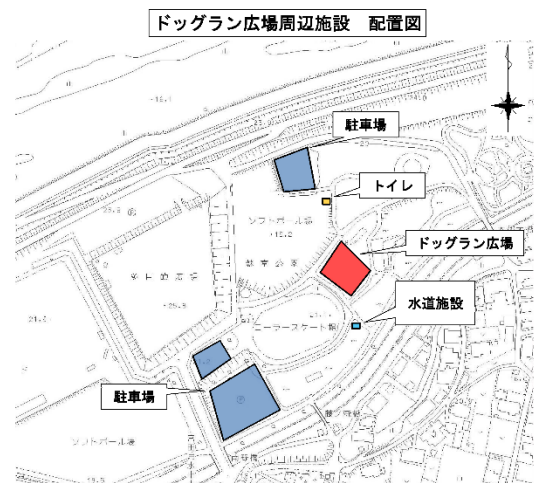
資料・写真出典：大高緑地公式 HP

■ 大野極楽寺公園（一宮市）わんわん広場（ドッグラン）〔一宮市〕



資料・写真出典：大野極楽寺公園公式 HP（指定管理者：公園財団）

■ 蘇南公園（江南市）ドッグラン広場〔江南市〕



資料・写真出典：江南市公式 HP

■ 新宝緑地（東海市）ドッグラン〔名古屋港管理組合〕

公共のドッグランとして新宝緑地の指定管理者ホームックス株式会社とNPO法人新宝緑地ドッグソサエティが協働管理を行っています。



資料・写真出典：新宝緑地ドッグラン HP（NPO 法人ドッグソサエティ）

9 自然環境保全地域

あま市の蓮華寺寺叢は、愛知県の自然環境保全地域（第1号）に指定された貴重な自然環境です。

愛知県自然環境保全地域の概要



- ① 蓮華寺寺叢（あま市）
- ② 田之土里湿原（豊田市）
- ③ 小牧大山（小牧市）
- ④ 青鳥山（吉良町）
- ⑤ 吉祥山（豊橋市、新城市）
- ⑥ 伊熊神社（豊田市）
- ⑦ 小堤西池（知立市）
- ⑧ 大沼（豊根村）
- ⑨ 白鳥山（設楽町）
- ⑩ 茅原沢（岡崎市）
- ⑪ 寺町田湿地（武豊町）
- ⑫ 山中八幡宮（岡崎市）
- ⑬ 海上の森（瀬戸市）
- ⑭ 東谷山（名古屋市）
- ⑮ 砦山（豊根村）

愛知県自然環境保全地域は、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例によって指定されるもので、すぐれた天然林や貴重な動植物の自生地など貴重な自然環境を有する地域を、私たちの共通の財産として、将来にわたって保全しようとするものです。

① 蓮華寺寺叢 所在地：あま市蜂須賀

一木曾川の自然堤防と常緑広葉樹林ー

蓮華寺は、木曾川の砂の堆積により形成された自然堤防の小丘に立地しており、今でも自然堤防の名残を見ることができます。

これらの小丘は、古くから安定した生活空間として利用されていたようで、濃尾平野の自然堤防上では、縄文時代から弥生時代にかけての遺跡が多数発見されています。

蜂須賀という地名は、弘法大師が毒蜂を封じ塚を築いたことに由来したと言われていています。蜂須賀小六正勝のゆかりの地としても有名です。

古くからそのままの姿で守られてきた蓮華寺寺叢は、この地方が開発される以前の本来の自然植生を見ることができる森となっています。各地で開発が進む中、このような環境は貴重な存在となっています。

林内には、イチイガシ、シラカシ、クロガネモチ等の高木が自生し、樹齢も高く老大木となっています。

昭和50年1月31日指定

面積 (ha)		
特別地区	普通地区	合計
0.32	1.89	2.21






1：自然堤防の小丘
2：全景
3：蓮華寺
4：常緑広葉樹林